

大和市公告第64号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業事業計画書（第10回変更）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、この事業計画書（第10回変更）について、都市計画において定められた事項以外の事項に意見がある利害関係者は、平成29年7月28日（金）までに神奈川県知事に意見書を提出することができる。

平成29年6月27日

大和市長 大木 哲

1 縦覧期間

平成29年7月1日（土）から平成29年7月14日（金）まで

2 縦覧場所

大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市街づくり計画部渋谷土地区画整理事務所

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで